

# 研究

## 公益企業評價論 (六)

武若時一郎



### 第八章 概観及び特殊問題

取得原價の經濟的「不當性」

取得原價主義の使用は廣汎なる社會的及び經濟的見地より觀て、重大なる結果を惹起する恐れあり、といふことは寧ろ結論的に證明することが出来る。比較的高物價の時期に於ては、収益率及び減價負擔が既往の低物價時代に行はれた建設原價を基礎としてゐるから、公益企業の料金は人為的に低くすることが出来、また斯くすることに依つて、

料金が代用生産物又は役務の料金よりも比較的低廉となるから公益企業に對する需要が促進せられ、増設を必要とする程度にまで激増することになる場合がある。然しながら面白いことには、當時の高物價に於けるこの種の新設は料金の引上を必要ならしめ、また増設を要求してゐた増加需要は高率料金の支拂に堪えられなくなる場合がある。在來並びに新規の營業に於ける一切の役務の費用全部を丁度賄ふに足る程度に料金を引上げたとすれば、新規の營業はそれが必要とする役務の取得原價の差額全部を償ふに足らず

平均の費用を支辨するにすぎない。新規の營業が全價格を賦課さるべきものであるならば別に會社を設立してその役務を提供せしめる場合と同じ様に、新規の營業の多くは實現しないといつても過言でないであらう。需要者が生産價格全額を支拂ふ價值なしとする役務を提供するために公益企業を強制して高物價に依る新建設に従事せしめ、これと同時に、生産價格全額を辛うじて償ひ得る様な代用役務よりその需要の減退することを促進するのは、社會的にまた經濟的に賢明な策でない様に思はれる。その結果は勿論、それ以降の時期に於いて一切の需要者に對する、従つてまた増設を必要としなかつた者に對してすら料金を引上げることとなるのである。

逆に、他の時期に於ては他の物價や費用は公益企業料金（取得原價主義の使用に依つて人為的に維持せられたる）よりも比較的低廉であるから、需要は公益企業より代用的供給資源へ吸引される。この需要は役務を提供する現在の價格全部を公益企業に支拂ふことは出來たが、競争市場に於

て既往の高物價時代に生じた高い取得原價の繰延取引に依つて必要とされるそれ以上の高い價格を支拂ふことは不可能なのである。需要者が公益企業役務の全生産價格を文句無しに支拂ひ得るからといつても競争状態の下に於ても役務の供給を受けることの確實な場合には該企業が統制下に置かれることを拒否すべき理由は存しないのである（註一）

註一 尙ほ、再造時價を基礎とする料金の方では經濟的に是認された需要に適合するだけの建設を促進することとなり、需要の増加に因つて生ずる餘分の収益は必ずしも全價格を償ふものたることを要せず、餘分の價格（工業に於ける原價遞減の條件が存する場合）——即ち應差原價（Differential Costs）を償へば足りるのである。そこで料金は平均的に低下し、その結果更に一層需要が増加し、建設の必要が生ずることとなり、愈々料金は低減するであらう（これは勿論、原價遞減の法則が該工業にも行はれるものと假定してのことである）。

### 事業の位置選定の失敗

事業の位置選定の失敗の中には取得原價主義の嚴格なる適用より生ずるものがあることはその例證が可能である。

例へば事業設備に二個の代替的な有望の位置が存すると假定せよ。また再造時價主義に依る相對的動力費を計算して相互の利便を分析すれば、Aなる位置は極く僅かの利便を有することが明かであるが、Aに於ける動力施設に高物價時代に、Bのそれは低物價時代に建設せられたものであつて、従つて取得原價主義に依れば、Aに於ける動力費はBに於けるよりも相當に割高であると假定せよ。この事實のみを以つてすれば、Bに軍配が擧げられ、設備は恐らくそこに位置を選定されることであらう。以上の假定の下に於ても、Bはこの種の事業設備の位置として必ずしも適當でないかも知れないとする。Aを有利とする他の利便が偶々Bに於ける生産費をしてAに於けるよりも超過せしめる場合があるかも知れぬ。従つて取得原價法の適用の結果として營利事業は永久的に最低價格の利便を有せざる地點に位置を定められる場合がある。運輸・電力・電燈・水道又は瓦斯業務に對する料金の更正の一次的不良（何れも取得原價主義の適用に依つて生じたもの）を主たる原因として特

定の住居地域が不當の發達を遂げることがあり、また他の部分が不當に抑制されることを例證する事例を擧げ得るであらう(註二)。

註二 この議論は勿論、料金が基準選定の如何に依つて變るものと假定してのことである。

### 公衆の反對

料金基準の決定及び減價に關するこれら二種の主要基本の何れを選択するかについては、需要者の反對を最小限度に低減する可能性に對して考慮を拂はなければならぬ。「公衆」(大部分は需要者)が料金の低廉を以つて是なりとすることは極めて當然なことであつて「高い」料金の引下げを行はしめ、又は「低い」料金の引上げを妨げるために政治的壓力を加へんとすることは蓋し自然の勢ひである。理論的な觀方をすれば、高物價時代に於ける「高」料金(再造時價主義に依る)は、低物價時代に於ける「高」料金(取得原價主義に依る。但し建設は既往の高物價時代に行はれたものとする)よりも公衆の反對を惹起す虞が少ない。

料金の増額は、再造時價主義に依れば、他の物價が騰貴しつつある場合には、他の物價が下落しつつある場合に於て取得原價主義に依る高料金を維持することよりも容易であるべき筈である。ところが實際には、料金の引上は衡平な場合でさへ、高料金の維持が一切の關係者に對する衡平の點より觀るもその低減を必要とする場合に受ける以上に大なる反對を受けるのである。この不合理な公衆の態度が一般に行はれてゐる限りに於ては、取得原價の受ける反對の方が再造時價主義よりも少ないことになるであらう。

補助的諸問題

再造時價主義が行はれ始めたのと同時に數多の附隨的な面倒な問題が介入して來たが、それらは何れも常に取得原價主義の下に於ては起らない種類のものである。これらは「現行價值」「事業創設費」「開發時代に於ける投資者の犠牲」「開發費」「過去の損失」「初期の損失」「無形資産」「當初に必要な生じたる費用にして現在に必要なならざるもの」(地均・盛土・舊式の建築方法)當初に必要な生じたる費

用に非ざるも現在は必要なるもの(當初は必要なかりし鋪裝の引剝及び再鋪設)その他數々の項目の下に現はれて來た。これらは重要な問題であつて、解決は容易でない。茲でそれを充分に論議することは適當でないが、これだけは述べておかねばなるまい。即ちこれらの科目は取得原價主義の下に於て許容され得る限度に於ては、再造時價主義に於ても許容されねばならないことである。然しながら、その謂はゆる「再造時價」なるものは確定的な、また物理的な根據としてはその取得原價に指數を適用することのみ依つて算出し得るのである。これは「競争料金」の見地と全部的に一致するものではないが、他の解決方法を以つてしては見込・推量・不一致・不正權等に對する無限の機會を生ぜしめるのである。料金基準の中に無形のものを含めることは、その計算が最後のにその價格に關係しない限り純然たる當て推量を行はせることとなるのである。

「補助」資産の評價

補助設備 (standby plant) とは、基準荷負設備又は購買

資源の無効の場合に簡単な通報に基づいて役務を提供するために装備された絶頂負荷設備であるとも、又は應急設備であるとも定義し得るであらう。これらの「正規の」補助財産は勿論他の生産財産と同一の基礎に依つて料金基準の中に含めらるべきものである。

外部資源より陳腐化設備を購入して公益企業に利用する場合には、特殊の問題が起ることが珍らしくない。普通はその結果は使用料金の低減と能率の増進となる。斯る設備は役務の提供上に「使用せられ且つ有用なる」財産とは技術的には稱し難いが、これを料金基準に包含せしむべきや否やの問題が起る。これを除外すれば投資者はこの種の財産に對する投資の収益又は回收を得る機會がなくなるであらう。これは該支出に依つて需要者に獲得された經濟的利益の點から觀て不公正の様には思はれる。従つてこの種の財産を料金基準の中に含めて一定の年限に於てその原價を償却することが寧ろ一般の慣例となつてゐる。これらを「補助」財産として掲げるのが普通であるが理論上は普通の資

源が役務の提供をなし得ない場合にこれに代はるものと想像される。實際上はこの目的のために使用されることは稀有又は絶無であつて、それらの多くは命ぜられたとしても該役務を生産することは恐らく不可能であらう。そのみならず、産業全般の開發といふ點から觀れば、これを包含せしめる慣行は恐らく是認さるべきであらう。然らざれば、この種の購入は行はれず産業の發展は抑止せられ、その結果需要者は能率の増進及び使用料金の低下を受けることを得ない様になるであらう。従つてこれを包含せしめることに依つて各人が利益を得而も何人も損失を蒙らないものと思はれる。

營業に「使用せられ且つ有用」なる財産がその取得原價に依つて料金基準の中に含められるものとすれば、同一の主義が上に述べた「補助」財産に對しても當然適用されることになるであらう。再造時價主義がこれらの他の財産に適用される場合には、これら「補助」設備の評価問題は一層解決が困難となる。如何なる状況の下に於ても、これら

の設備は「再造」されないであらう。補充的財産に依つて更換されることすらないであらう。従つて假想的再造時價を算出することは一見して滑稽である。この點について少くとも「合理的」な「再造時價」の唯一の型式は、指數に依つて更正された取得原價である様に思はれる。この主義にはこれまでに述べた様な、即ち投資者の實収入を或る程度まで「安定化」するといふ長所があるが、この外更に需要者に對する使用料金をして、代用役務の價格に應じて一層均等的に變動せしめることになるであらう。それはこれらの「補助」財産の現在の購買者が主として現在の公益企業建設費に基づいて買價を附けるであらうといふ假定（これらの財産が實際に於いて現實に取得される現實の條件に依つては是認することの困難な假定）の下に於てのみ「競争」料金を生ぜしめるといひ得るのである。

相當頻繁に起る問題で、首尾貫徹のためにもし他に方法がなければ、恐らくこれと大體同じ方法に依つて解決しなければならぬものがある。或る著者は再造時價（鑑定及び

推定に依る）は、（一）破産管財又は強制競賣に依つて原價以下で（恐らく名義的な價額に於て）購入せられ、後に至つて收益財産となるに至つた財産、（二）整理の目的を以つて取得原價（又は再造時價）以上の價額で購入せられ、結局需要者に對する純節約となるに至つた財産の如き場合には適用されることが不可能であると主張する（J. Baer, *Effective Regulation of Public Utilities*, pp. 225—27）。普通の型式の再造時價主義が寧ろ明瞭な理由に因つて、これらの問題に適用し得ないことは認めねばならぬ。然し再造時價主義をこの種の場合に適用することに反對する議論の大部分は指數の使用に依つて算出される再造時價主義に對してはその威力を喪ふ。その理由は「補助」財産について既に述べたところと同様である。

料、金、基、準、に、於、ける、土、地

再造時價の使用に關聯して最も廣く論議される點の一は土地を料金基準に包含せしめる場合の基礎を何に求めることが適當であるかといふ問題である。土地は鐵道以外の公

益企業に於ては重要な科目でない場合が多いが、然し相當の重要性を有する場合もないではない。

茲での議論は主として價値を減損する財産の評價を對象としてゐるから、通常減價しない科目である土地については茲では極めて簡單且つ概略の取扱を與へることとする。

土地の評價に對しては三の基準が提唱されてゐる。即ち  
(一) 取得原價に依る。土地は再造することも不可能であり、またその上で行はれる營業と切り離して賣却することも出来ない。従つて原價以外には評定の具體的基準は存しない。公益企業に使用される土地の場合は大體その代用をなし得る土地もなくまた恐らくその附近に類似の土地が存することもないであらう。

(二) 類似の隣接土地の現在價格に依る。これは多くの他の目的のためにする土地を評定する場合の普通の基礎となつてゐて、また現在問題となつてゐる土地そのものについて何程支拂ふべきかといふことの大體の目安となる。

註三 概方は稍と異なるが、公益企業敷地(賣れない又は再造

し得ない、乃至他の目的に利用し得ない土地)の價値は隣接の土地のそれとは同一でない。その價値は收益に——從つて料金に——從つてその土地に附けられる「價値」に——料金基準に於いてその土地のために許容される額に依存するものに他ならないのである。

(三) 支拂ひたる實際價格を指數(既に述べたる一般物價指數又は特殊の公益企業建設費指數の中の何れか)に依つて更正したものに相當する額に依る。

土地の價値は一般物價水準の變動には關係なく、長期に互つて増大するのが普通である。といふ點については大體意見が一致してゐる。地價の増大は自然に競争事業に於て増加し、これなくしては資本に自由に公益企業に流入しないであらうから、統制された事業に於ては投資者に對して許容されねばならぬと論ぜられる。更に公益企業の發達自體が隣接土地の價格の増大を生ぜしめまたこれに對應する値上りはそれ自身の土地についても認められねばならぬと論ずる者もある。

これらの諸説及び類似の説を批判的に分析すれば、次の

様な結論が生れる。即ち豫想し得べき地價の値上りは、公益企業會社自身に依つて創造さるべきもの以外は豫め差引せられ、購入の時に會社に依つて支拂はれるのである。もし値上りが生じたとすれば、今度は恐らく現在の投資者に對して許容さるべきものである。蓋し、彼等の投資は斯ることを豫期して行はれたものと看るべきであるからである（最近に於ける裁判所及び委員會の裁決の趨勢に依る）新規の資本に關する限り、公益企業發達の結果として増加することを豫想し得る値上りは、將來に於ける料金基準の中に含められないであらうといふ判決は、恐らく新資本の價格を増加せしめることは纔かであらう。豫想し得べからざる將來の値上り（又は値下り）を含めると含めないとは、資本の價格又はその獲得の難易に何等の影響を及ぼす等のものではない。

恐らくこの問題に對する最も論理的な解決方法は、他の資産について選定された方式と同一の方式に依つて土地を料金基準の中に含めることであらう。然しながら既に公益

企業經營に充當せられた土地の再造時價を推定することにこれに特有の特殊問題が存するため（叙上の如く）最も實行可能の方法は、恐らく公益企業が始めて土地を取得した當時、土地のために支拂つた實際の購入價格に指數を適用することに依つて、一種の再造時價を推算することである。この方法を土地に適用する場合の長所は「補助」設備に關聯して既に論じたところと大體同様である。

#### 效果的經營の誘因

取得原價主義に依る減價及び料金基準の決定に依れば、（原價條件の變動に應じて迅速に料金を更正するものと假定すれば）經營方法を最も效果的ならしめんとする誘因は少くなる、といふことは既に指摘した通りである（註四）。再造時價主義に依れば僅かに一の誘因が附加される。建設については低物價時代を選んでその後の高物價時代に於ける高率の収益率に因つて利益を得ようといふ誘因が即ちこれである。然し役務再造時價主義（reproduction-cost-of-service basis）に依る場合にのみ、事業上の技術的進歩を



圖り、最善の方法を用ひ最も能率的な設備及び装置を選ばうといふ誘因が見出されるのである。而してこの主義は實行不可能といふ理由に依つて、既に排斥されて終つたのである。

註四 現在に於ては、取得原價主義と再造時價主義とのいづれに依るにしても、一旦使用料金が設定されたとなればそれを變更することが困難であり、また變更するにしても徒らに時を遷延するために、一種の勉勵賞與が一時、意識されずに給與されてゐるのである。この事實のために、公益企業會社が料金の制定された後の營業に於いて何等かの節約を行つたとすれば、それはその利潤を、一時的ではあるが、料金が再び更正されるまでは増加するに役立つのである。不幸にして、これらの節約は通常、從來に於ける料金の低下を基として行はれるのであつて、これは結局需要者の究極的節約となり、何等投資者に對して恒久的な利益を齎すものではないのである。實際、これらの節約額はそれが後來の時期に於いて繼續せられない限りは、投資者に對する一つの障礙となる。何となれば使用料金の更正はこれらの節約額が繼續するといふ豫想の下に行はれるものだからである。従つてこれらの節約額

の減少は一度料金の更正が行はれ得ない限り、投資者の利潤の中より捻出されねばならないのである。

經營の能率に對して或る種の賞與を出すことは、如何に嚴重に統制されてゐる事業に於ても、確かに可能であるに相違ない。頗る陳腐化した方法又は装置の使用はより現代的な方法の推定的原價を償ふに必要な料金のみを許容することに依つて制裁されねばならぬ、といふ提唱は夙に行はれてゐるところである。然しこれと同時に、この原則の適用は最も極端な場合以外には實行不可能であることも指摘されてゐる。従つて何か別な實行可能な方法、現實の成績を照査し得る様な何等かの確乎たる計算の容易な實行標準を公益企業役務の各型式毎に發見することが肝要なのである。然るときはこれらの標準よりの變異は高率又は低率の收益を許容することに依つて發賞又は制裁されることが出来るのである。

公益企業の「成績」にその需要者に課せられる使用料金の方式に依つて主として測定されねばならぬと思ふ(註五)

他の事項が等しければ「好成績」といふのは比較的低廉の料金に依つて表示せられ「不成績」に比較的高價な料金に依つて表示される。勿論「他の事項」は等しくない。場所が異なりまた設備の大きさが異なるために生じる營業費の差異を考慮に入れなければならぬ。然しこれらの差異を斟酌した成績の標準が決定された際には、これらの標準より高い又は低い使用料金はそれぞれ高率又は低率の収益を投資者に許容する方式を提供する(註六)。斯る方法こそ公益企業經營者に對して眞の誘因を提供するものなのである。

註五 公益企業の「成績」の測定には、例へば役務の品質・信頼性及び安全性の如き數多の他の要素が導入つて來なければならぬこと勿論である。もし實際的な且つ確固たる方法があれば、これらの要素を「標準」成績の決定に、従つて現實に提供した役務の評価に使用することは望ましいことなのである。

註六 能率増進を目的とする獎勵制度は都市及び公益企業會社間の數多の契約中に取り入れられてゐる。例へばワシントン市は電燈電力會社との契約に於いて、電氣料金が低減される割合に応じて配當金を増加し得べき旨を規定してゐるのである。

る。

然しこの點については斯る節約が總て投資者に歸屬して差支ないものであるが謂はゆる「技術の進歩」に對して相當の斟酌をしなくてもよいのか、また工業的生産者の多數に共通である様な原價低減の利益については、需要者はその分配に與つてはならないものなのであるか、といふ質問が需要者から提出されるかも知れない。答は明瞭であらう工業に共通な一切の進歩に因つて生ずる利益については需要者は料金低下といふ形式に於てその分配に與るべきものなのである。従つて伸縮的な標準、移動的な然し確定し得る標準、工業方面の各種生産者に依つて課せられる現實の料金を對照し得る様な「公正」な基本的使用料金を定める工夫をしなければならぬ。斯る標準に到達する一方法として次の様なものが擧げられてゐる。

第一に指數換言すれば、公益企業役務について一般に現實に課せられる料金(役務の種類に依り、場所の種類に依り會社の大きさに依り又はその他に依つて分類したもの)の

平均を準備せよ。この指數は定期的に準備されねばならぬ。  
第二に、問題の會社の現在の使用料金がこの平均即ち指數に對して有する關係を判定せよ。

第三に、この會社がそれ自身の料金について行ふ變更を平均率、即ち指數の變動に應じて、高率の収益を以つて酬む又は低率の収益を以つて制裁せよ（但し出來得れば平均に關する特定に最低標準の成績には賞與の與へられる以前に到達してゐなければならぬ、といふ制限に従はねばならぬ）。

これが問題に對する完全な解決であると主張するわけはないが、もし標準が注意深く定められ、成績が正確に記され、また節約の一部のみが公益企業投資者に對する「賞與」の中に含められるとすれば、需要者及び投資者の双方がこの方法に因つて利益を受けることになるであらう。「工業界に於ける平均」を超ゆる進歩がなし遂げられた場合のみ賞與が許容されるのであつて、これ以下の進歩の場合には制裁せらるべきこと及び全産業に依つて達成された進歩

に因る利益は總て需要者に均沾することに注意しなければならぬ。この計畫の最も不正な點は該計畫の成立する時までには、既に行はれて進歩は永久に酬むられずに終はるかも知れないことである。然し該計畫の目的が將來に於ける經營能率の増進の達成に在ることを想へば、須くその意圖の達成に努めねばならないのである。

草も木も我が大君の

紀友雄

國なれはいつか

鬼の栖みかなるへき

青々

野と天とはてしも

なうて

長閑かなる